



市 章

# 名護市公報

第510号

発 行 令和 8年 5月15日

発行所 名護市  
総務部総務課

## — 告 示 —

- 名護市告示第100号(地域力推進課)  
地縁による団体の告示事項の変更告示について(名護市我部祖河区)
- 名護市告示第101号(低所得世帯価格支援PT)  
令和7年度名護市地域経済活性化応援事業(地方創生臨時交付金)実施要綱の公表について
- 名護市告示第102号(農業政策課)  
名護市経営発展支援事業等補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について
- 名護市告示第103号(健康増進課)  
名護市健康増進事業等実施要綱の一部を改正する要綱の公表について
- 名護市告示第104号(市民課)  
自動車臨時運行許可番号標の失効について
- 名護市告示第105号(国民健康保険課)  
配当計算書(謄本)の公示送達について
- 名護市告示第106号(保育・幼稚園課)  
子ども・子育て支援法第58条の11の規定に基づく告示について
- 名護市告示第107号(地域力推進課)  
地縁による団体の告示事項の変更告示について(名護市我部区)
- 名護市告示第108号(子育て支援課)  
名護市女性相談員設置要綱の一部を改正する要綱の公表について

## — 公 告 —

- 名護市公告第20号(総務課)  
名護市公募型指名競争入札の実施について(長筋原支線9号農道災害復旧工事)
- 名護市公告第21号(総務課)  
TSUNAGU CITY 2027 i n NAGO  
企画提案及び運営業務委託に係る公募型プロポーザルの実施及び公告について

名護市告示第100号

平成6年3月15日付け名護市告示第16号で、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定に基づき認可した地縁による団体「名護市我部祖河区」の告示事項について、下記のとおり変更があったので、同項の規定に基づき告示する。

令和8年4月13日

名護市長 渡具知 武豊



記

1 告示した事項のうち変更のあった事項  
代表者に関する事項

2 その内容

令和8年4月1日から、代表者を名護市字我部祖河217番地1、新城 昇とする。

名護市告示第101号

令和7年度名護市地域経済活性化応援事業（地方創生臨時交付金）実施要綱を次のように定める。

令和8年4月16日

名護市長 渡具知 武豊



令和7年度名護市地域経済活性化応援事業（地方創生臨時交付金）実施要綱 ～別紙

## 令和7年度名護市地域経済活性化応援事業（地方創生臨時交付金）実施要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、物価高騰等の影響を鑑み、市内の加盟店のみで使用できる商品券を配布し、市民及び事業者を支援し、市内全域の経済活性化を図るため、なごむん商品券を発行する事業の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業 令和7年度名護市地域経済活性化応援事業（地方創生臨時交付金）をいう。
- (2) なごむん商品券 事業において市によって発行される商品券をいう。
- (3) 加盟店舗 市内においてなごむん商品券を取り扱う店舗をいう。
- (4) 特定店舗 次のいずれかに該当する店舗をいう。
  - ア 市内に本店又は主たる事業所を有する事業者が運営する店舗
  - イ 個人事業主として、本市に納税している店舗及び事業所（フランチャイズ契約による事業主も含む）。
- (5) 特定店舗利用券 なごむん商品券のうち、特定店舗で使用することができる商品券をいう。
- (6) 共通券 なごむん商品券のうち、加盟店舗で使用することができる商品券をいう。

### （実施主体）

第3条 事業の実施主体は、市とし事業の一部を委託できるものとする。

### （なごむん商品券の発行）

第4条 なごむん商品券は、1人当たり1冊を発行するものとし、その内容は次のとおりとする。

- (1) 特定店舗利用券及び共通券は、1冊当たりそれぞれ12枚ずつとする。
- (2) 特定店舗利用券及び共通券の額面は、1枚当たり500円とする。

### （対象者）

第5条 なごむん商品券の支給を受けることができる者は、次のとおりとする。

- (1) 令和8年1月31日（以下「基準日」という。）において、市の住民基本台帳に記録されている者とする。ただし、基準日において市から他市区町村へ転出した者を除く。
  - (2) その他市長が認める者
- 2 なごむん商品券は、前項の対象者の属する世帯の世帯主又は市長が適当と認める者に対して支給することができる。
- 3 前項第1号の規定にかかわらず、基準日において、配偶者からの暴力を理由に避難し、配偶者と生計を別に行っている者等（以下「DV避難者」という。）が避難している世帯であって、基準日において市に居住している者については、次に掲げる第1号の要件を満たし、かつ、第2号から第4号までに掲げる要件のいずれかを満たしており、その旨を様式により市長に申し出た場合には、当該DV避難者を対象者とし、商品券を発行する。
- (1) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）上、その配偶者と別の世帯に属し、国民健康保険に加入していること又は健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用する場合を含む。）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定による世帯主がその配偶者の被扶養者となっていないこと。

- (2) 世帯主であるその配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条に基づく保護命令（同条第1項第1号に基づく接近禁止命令又は同項第2号に基づく退去命令）が出されていること。
  - (3) 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（地方公共団体の判断により、婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターが発行した証明書を含む。）が発行されていること。
  - (4) 基準日までに住民票が市へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知）に基づくドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置の対象となっていること。
- 4 現に住民基本台帳に記録されていない者であって、自己又はその未成年の子等が無戸籍であると市に申し出た者について、無戸籍者として把握していることを市長が相当と認めるときは、当該無戸籍者を対象者とし、商品券を発行する。
- （なごむん商品券の利用期限等）

第6条 なごむん商品券の利用期限は、令和8年9月30日までとする。ただし、市長が認める場合はこの限りでない。

- 2 利用期限を経過したなごむん商品券は、無効とする。
- 3 加盟店舗との購入取引に使用されたなごむん商品券の券面金額の合計額が、当該購入取引の対価を上回るときは、加盟店舗からの当該上回る額に相当する金銭の支払いは行わない。
- 4 なごむん商品券を発行された者は、当該商品券を交換、譲渡及び売買してはならない。
- 5 なごむん商品券は、加盟店舗が取り扱う商品、サービス等を購入する場合に利用できるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは利用の対象外とする。
  - (1) 有価証券、前払式証票その他これらに類するもの
  - (2) 不動産や金融商品
  - (3) たばこ
  - (4) 商品券（ビール券、図書券、店舗が独自に発行する商品券等）、乗車券（路線バス）、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いもの
  - (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号、第5号及び同条第5項に規定するもの
  - (6) 特定の宗教、政治団体と関わるもの又は公序良俗に反するもの
  - (7) 国税、地方税等又は使用料等の公租公課
  - (8) 事業活動に伴い使用する原材料、機器類、仕入商品等の事業資金
  - (9) 医療保険や介護保険等が適用されるサービス及び商品（処方箋が必要な医薬品を含む。）

（券面表示事項）

第7条 なごむん商品券の記載事項は、次のとおりとする。

- (1) 発行主体（名称、市章）及びその所在地
- (2) 利用可能な地域、金額及び期間
- (3) 利用期間
- (4) 複製防止加工の表示
- (5) つり銭の対応に関する説明
- (6) 紛失及び盗難の免責事項
- (7) 利用期間経過後の注意事項

(8) その他市が必要と認める事項

(商品券の発行期限)

第8条 対象者への商品券の発行期限は、市長が別で定める。

(損失等の責務)

第9条 市は、発行後のなごむん商品券の盗難、紛失及び滅失の責務は、一切負わないものとする。

(不正利用の損害)

第10条 市は、なごむん商品券の偽造等の不正利用により事業に損害が発生したときは、当該不正利用者に対し、損害賠償を請求する。

(加盟店舗の募集期間)

第11条 加盟店舗の募集期間は、別に定めるものとする。

(加盟店舗の登録申請)

第12条 加盟店舗の登録を希望する事業所又は個人事業主（以下「事業所等」という。）は、誓約書及び加盟店舗登録申請書（以下「登録申請書等」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事業所等は、加盟店舗に登録することができない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第4号、第5号及び同条第5項に該当する営業を行うもの

(2) 特定の宗教・政治団体と係る場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行うもの

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に参与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体等

(4) 市が不相当と認める店舗（事業所等）

(加盟店舗の登録)

第13条 市長は、受け付けた登録申請書等の内容を審査し、登録を行う場合は、申請事業所に対し、加盟店舗である旨を表示したのぼり、ポスター等を配布するものとする。

(加盟店舗の責務)

第14条 加盟店舗は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) なごむん商品券により加盟店舗の商品等を購入又は利用する者（以下「利用者」という。）が利用期間中になごむん商品券を持参したときは、なごむん商品券額面分の商品を販売又はサービスの提供を行うこと。

(2) 登録時に配布されたのぼり及びポスター等を見やすい場所に掲示すること。

(3) 利用者から受け取ったなごむん商品券には、店舗名等を必ず押印又は記入すること。

(4) 他店舗名の押印又は記入済みのなごむん商品券は、受取を拒否しなければならないこと。

(5) 特定店舗を除く加盟店舗においては、特定店舗利用券を利用させないこと。

(6) 偽造等の不正利用の疑いがあるときは、受取を拒否するとともに速やかに市に申し出ること。

(7) なごむん商品券の交換、譲渡、売買又は再利用をしないこと。

(8) なごむん商品券を事業取引に利用しないこと。

(9) 市が事業に関して調査等を行うときには、報告等の協力をすること。

(10) その他この要綱の規定を遵守すること。

(加盟店舗資格の喪失等)

第15条 市は、加盟店舗がこの要綱の規定に違反する行為が認められた場合は、加盟店舗の登録を取消し、及び損害賠償を請求することができる。

(加盟店舗の換金期間等)

第16条 加盟店舗が利用者から受け取ったなごむん商品券を換金することができる期間及びその方法は、別に定めるものとする。

2 加盟店舗が利用者から受け取ったなごむん商品券のうち、換金申請を行うまでに盗難等により紛失したものに係る換金申請は、受け付けないものとする。

(補則)

第17条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

名護市告示第 102 号

名護市経営発展支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 8 年 4 月 22 日

名護市長 渡具知 武豊



名護市経営発展支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱 ～別紙

名護市経営発展支援事業等補助金交付要綱の一部を改正する要綱

名護市経営発展支援事業等補助金交付要綱（令和4年告示第178-3号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p>第1条～第18条 略 （就農状況報告等）</p> <p>第19条 交付対象者は、補助事業実施の翌年度から交付対象者事業計画に定めた目標年度の翌年度まで、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月（実績報告後1回目の報告においては、実績報告後又は就農後からの期間）の就農状況報告等（国対策要綱別記1の別紙様式第4号若しくは別紙様式第1号-2又は国緊急要綱別記2の別紙様式第4号若しくは別紙様式第1号-1。以下同じ。）を市長に提出しなければならない。</p> <p>また、交付対象者は、毎年1回、<u>就農状況報告等を提出する際</u>（原則、毎年1月末までの報告時）に、「<u>みどりチェック</u>」チェックシート（国対策要綱別記1の<u>別紙様式第1号-2別添11</u>、別紙様式第4号別添5又は国緊急要綱別記2の別紙様式第4号別添7。以下「チェックシート」という。）に記載された各取組について、前回のチェックシートの提出以降（実績報告後1回目の報告においては、実績報告後又は就農後からの期間）に実施した旨をチェックした上で、当該チェックシートを市長に提出しなければならない。</p> <p>2～5 略 以下、略</p>	<p>第1条～第18条 略 （就農状況報告等）</p> <p>第19条 交付対象者は、補助事業実施の翌年度から交付対象者事業計画に定めた目標年度の翌年度まで、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月（実績報告後1回目の報告においては、実績報告後又は就農後からの期間）の就農状況報告等（国対策要綱別記1の別紙様式第4号若しくは別紙様式第1号-2又は国緊急要綱別記2の別紙様式第4号若しくは別紙様式第1号-1。以下同じ。）を市長に提出しなければならない。</p> <p>また、交付対象者は、毎年1回、<u>就農状況報告の際</u>（原則、毎年1月末までの報告時）に、<u>環境負荷低減の</u>チェックシート（国対策要綱別記1の別紙様式第4号別添5又は国緊急要綱別記2の別紙様式第4号別添7。以下「チェックシート」という。）に記載された各取組について、前回のチェックシートの提出以降（実績報告後1回目の報告においては、実績報告後又は就農後からの期間）に実施した旨をチェックした上で、当該チェックシートを市長に提出しなければならない。</p> <p>2～5 略 以下、略</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和8年4月7日から適用する。

## 名護市経営発展支援事業等補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等に係る取組を支援するとともに、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第19条第1項に規定する地域計画（以下「地域計画」という。）の早期実現に向けて、将来の農地の受け手となる新規就農者等の円滑な経営継承及び早期の経営発展に向けた取組に要する経費に対し、予算の範囲内において、名護市経営発展支援事業等補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知。）、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「国対策要綱」という。）、新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知。以下「国緊急要綱」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）及び名護市補助金等の交付に関する規則（昭和56年規則第8号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助金の事業内容等)

第2条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）、対象経費及び補助率は、別表に定めるものとし、その事業内容は、国対策要綱別記1の第5-1若しくは第5-2又は国緊急要綱別記2の第5のI若しくは第5のIIに規定するものとする。

### (事業計画の作成及び承認申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者又は法人（以下「申請者」という。）は、交付対象者事業計画（国対策要綱別記1の第6の1又は国緊急要綱別記2の第6の1に規定する交付対象者事業計画。以下同じ。）を作成し、交付対象者事業計画承認申請書（様式第1号）に添付し市長に承認申請しなければならない。

### (事業計画の承認)

第4条 市長は、前条の承認申請があった場合には、内容について審査し、計画を承認すべきものと認めた場合は、交付対象者事業計画承認通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

### (交付申請)

第5条 前条の承認を受けた申請者は、毎年度市長が定める日までに名護市経営発展支援事業等補助金交付申請書（様式第3号）に関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

### (交付決定)

第6条 市長は、前条第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは、申請者に対して名護市経営発展支援事業等補助金交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（申請の取下げ）

第7条 前条の交付決定を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、第5条第1項の交付申請を取り下げようとするときは、前条の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した名護市経営発展支援事業等補助金取下申出書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（契約等）

第8条 交付対象者は、補助事業の一部を第三者に委託する場合は、あらかじめ市長に届け出なければならない。

2 交付対象者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

3 交付対象者は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、契約に係る指名停止等に関する申立書（様式第6号。以下「申立書」という。）の提出を求めるとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

（債権譲渡等の禁止）

第9条 交付対象者は、第6条の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（事業計画の変更、中止又は廃止の承認）

第10条 交付対象者は、別表に定める重要な変更該当する交付対象者事業計画の変更、中止又は廃止しようとする場合には、名護市経営発展支援事業等補助金変更承認申請書（様式第7号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は前項の申請内容を審査し、適当と認めた場合は、必要な条件を付し申請者に通知するものとする。

（軽微な変更）

第11条 交付対象者は、補助事業の内容の変更のうち、別表の重要な変更の欄に掲げる内容以外のものを変更する場合は、前条に規定する手続きを省略できるものとする。

（事業の着手及び完了報告）

第12条 交付対象者は、工事又は機械購入を伴う補助事業については、補助金の交付決定の通知後、遅滞なく着手し、着手後速やかに名護市経営発展支援事業等補助金着手報告書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 交付対象者は、前項に規定する工事又は機械購入が完了したときは、速やかに名護市経営発展支援事業等補助金完了報告書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（事業遅延の届け出）

第13条 交付対象者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに名護市経営発展支援事業等補助金遅延等届出書（様式第9号）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

（遂行状況報告）

第14条 交付対象者は、市長が補助事業の遂行状況について報告を求めたときは、名護市経営発展支援事業等補助金遂行状況報告書（様式第10号）を作成し、市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第15条 交付対象者は、補助事業を完了したときは、その日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付決定に係る年度の3月31日のいずれか早い日までに名護市経営発展支援事業等補助金実績報告書（様式第11号。以下「実績報告書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 第3条第2項のただし書により、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないまま交付の申請をした交付対象者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金等額から減額して報告しなければならない。

3 第3条第2項のただし書により、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないまま交付の申請をした交付対象者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を名護市経営発展支援事業等補助金仕入れに係る消費税仕入控除税額報告書（様式第12号）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、次条第1項の補助金の額の確定のあった日の翌年5月30日までに、同様式により市長に報告しなければならない。

（補助金の交付額の確定等）

第16条 市長は、前条第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が第6条又は第10条第2項の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、名護市経営発展支援事業等補助金確定通知書（様式第13号）により、交付すべき補助金の額を確定し、交付対象者に通知するものとする。

（精算払請求）

第17条 交付対象者は、補助金の精算払を受けようとする場合は、名護市経営発展支援事業等補助金精算払請求書（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消等）

第18条 市長は、次に掲げる場合には、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 交付対象者が、本要綱に基づく市長の処分又は指示に違反した場合
- (2) 交付対象者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
- (3) 交付対象者が、補助事業に関して、不正、事務手続きの遅延その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 市長は、前項による取り消しを行った場合は、経営発展支援事業等補助金交付決定取消等通知書（様式第15号）により、交付対象者に通知するものとする。

- 3 市長は、第1項の規定による取り消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部返還を命ずるものとする。
- 4 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。
- 5 市長は、交付対象者に対して、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(就農状況報告等)

第19条 交付対象者は、補助事業実施の翌年度から交付対象者事業計画に定めた目標年度の翌年度まで、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月(実績報告後1回目の報告においては、実績報告後又は就農後からの期間)の就農状況報告等(国対策要綱別記1の別紙様式第4号若しくは別紙様式第1号-2又は国緊急要綱別記2の別紙様式第4号若しくは別紙様式第1号-1。以下同じ。)を市長に提出しなければならない。

また、交付対象者は、毎年1回、就農状況報告等を提出する際(原則、毎年1月末までの報告時)に、「みどりチェック」チェックシート(国対策要綱別記1の別紙様式第1号-2別添11、別紙様式第4号別添5又は国緊急要綱別記2の別紙様式第4号別添7。以下「チェックシート」という。)に記載された各取組について、前回のチェックシートの提出以降(実績報告後1回目の報告においては、実績報告後又は就農後からの期間)に実施した旨をチェックした上で、当該チェックシートを市長に提出しなければならない。

- 2 交付対象者は、交付対象者事業計画に定めた目標年度までに氏名、居住地や電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届(国対策要綱別記1の別紙様式第5号又は国緊急要綱別記2の別紙様式第5号。以下同じ。)を市長に提出する。ただし、国対策要綱別記2の第6の2の(6)のイ又は国緊急要綱別記1の第6の2の(6)のイにより住所等変更届を提出している場合は、本報告を行ったものとみなすことができる。
- 3 交付対象者は、実績報告後に就農する場合は、就農後1か月以内に就農届(国対策要綱別記1の別紙様式第6号又は国緊急要綱別記2の別紙様式第6号。以下同じ。)を市長に提出する。ただし、国対策要綱別記2の第6の1の(7)のエ又は国緊急要綱別記1の第6の1の(7)のエの報告を提出した場合は、当該報告をもって提出したものとみなすことができる。
- 4 市長は、第1項の就農状況報告等の提出を受けたときは、サポートチーム(国対策要綱別記1の第8の7又は国緊急要綱別記2の第8の7に規定するサポートチーム。以下同じ。)と協力の上、就農状況報告等を確認し、必要に応じて当該サポートチームと連携し、交付対象者に対し、適切な助言及び指導を行うものとする。
- 5 前項の就農状況報告等の確認は、国対策要綱別記1の第8の5又は国緊急要綱別記2の第8の5の規定に基づき、交付対象者の状況に応じた効果的な方法で実施するものとする。

(財産の管理等)

第20条 交付対象者は、補助対象経費(補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」とい

う。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 交付対象者は、本事業により導入した機械・施設、家畜（肥育牛を除く。）、果樹・茶の改植を行った樹園地等（以下「導入機械等」という。）を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その整備目的に即して最も効率的な運用を図り、及び適正に管理運営しなければならない。

(1) 交付対象者は、導入機械等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、管理運営日誌、利用簿等を適宜作成し、整備及び保存しなければならない。

(2) 交付対象者は、前号で作成した導入機械等の管理運営日誌又は利用簿等を市長に各年度に少なくとも一度提出しなければならない。

3 市長は、取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができるものとする。

（財産の処分の制限）

第21条 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、規則第5条に規定する処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

2 取得財産等のうち、1件の取得価格が50万円以上の機械及び器具並びに牛、馬、豚及びめん羊を処分制限期間内に処分しようとするときは、財産処分承認申請書（様式第16号。以下「財産処分申請書」という。）により、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が第5条第1項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第6条の規定による交付決定通知をもって、次の条件により市長の承認を受けたものとみなす。

(1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること

(2) 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと

4 第2項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を市に納付することを条件とすることがある。

5 交付対象者は、整備した導入機械等の移転若しくは更新又は生産能力、利用規模、利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を当該導入機械等の処分制限期間内に行うときは、財産処分申請書により、あらかじめ市長に報告しなければならない。

（残存物件の処理）

第22条 交付対象者は、補助事業等を完了し、中止し、又は廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（災害の報告）

第23条 交付対象者は、整備した導入機械等について、処分制限期間内に天災その他の災害により被害を受けたときは、災害報告書（様式第17号）により直ちに市長に報告しなければならない。

（補助金の経理等）

第24条 交付対象者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金等の使途を明らかにしておかなければならない。

2 交付対象者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。

3 交付対象者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え財産管理台帳（様式第18号）その他関係書類を整備保管しなければならない。

4 前3項及び次条に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

（事業名等の表示）

第25条 補助事業により整備された導入機械等には、事業名等を表示するものとする。

（交付対象者情報の共有）

第26条 市長は、第19条第1項の規定により提出された就農状況報告等の交付対象者情報を必要に応じて、関係する機関の間で共有することができる。

（効率的かつ適正な執行の確保）

第27条 本事業が国民の貴重な税金を財源として実施されることに鑑み、交付対象者は、地域農業の振興に努めること。

2 市長は、本事業が適切に実施されたどうか及び本事業の効果を確認するため、交付対象者に対し、必要な事項の報告を求め、及び現地への立入調査を行うことができる。

（補則）

第28条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 この改正の施行前に名護市経営発展支援事業補助金交付要綱の規定により交付決定が行われた補助事業については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行し、令和8年4月7日から適用する。

（経過措置）

2 この改正の施行前に名護市経営発展支援事業補助金交付要綱の規定により交付決定が行われた補助事業については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

区分	経費	補助率	重要な変更	
			経費配分の変更	事業の内容変更
名護市経営 発展支援事 業等補助金	<p>1 名護市経営発展支援事業 交付対象者が国対策要綱別記1に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費</p> <p>(1) 通常枠 就農後の経営発展のために必要な取組を支援する経費 ア 機械・施設等の得、改良又はリース イ 家畜の導入 ウ 果樹・茶の新植・改植 エ 農地等の造成、改良又は復旧</p> <p>(2) 地域計画早期実現枠 地域計画の早期実現に向けて、将来の農地の受け手となる新規就農者等の円滑な経営継承及び早期の経営発展に向けた取組に要する経費 ア 経営資源の有効利用に向けた取組農業用機械・施設等の経営資源を交付対象者が継承・利用するために必要となる修繕、移設、撤去等の取組に要する経費 イ 円滑な経営移譲に向けた取組法人化、専門家の活用等の農業経営の移譲に向けた取組に要する経費（定款の認証料等の法人設立費用、専門家謝金、旅費等） ウ 経営発展に向けた取組1の(1)に掲げる取組に要する経費</p> <p>2 名護市世代交代・初期投資促進事業</p>	<p>(1) 通常枠 3/4以内 (国費1/2以内) (県費1/4以内)</p> <p>(2) 地域計画早期実現枠 ア 国費1/3以内 イ 国費1/3以内 ウ 3/4以内 (国費1/2以内) (県費1/4以内)</p>		<p>1 事業内容の新設又は廃止</p> <p>2 交付対象者の変更</p> <p>3 事業費の30%を超える増</p> <p>4 事業費の30%を超える減</p>

	<p>交付対象者が国緊急要綱別記2に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費</p> <p>(1) 世代交代円滑化タイプ地域計画の早期実現に向けて、将来の農地の受け手となる新規就農者等の円滑な経営継承及び早期の経営発展に向けた取組に要する経費</p> <p>ア 経営資源の有効利用に向けた取組 農業用機械・施設等の経営資源を交付対象者が継承・利用するために必要となる修繕、移設、撤去等の取組に要する経費</p> <p>イ 円滑な経営移譲に向けた取組 法人化、専門家の活用等の農業経営の移譲に向けた取組に要する経費（定款の認証料等の法人設立費用、専門家謝金、旅費等）</p> <p>ウ 経営発展に向けた取組 2の(2)に掲げる取組に要する経費</p> <p>(2) 初期投資促進タイプ 就農後の経営発展のために必要な取組を支援する経費</p> <p>ア 機械・施設等の得、改良又はリース</p> <p>イ 家畜の導入</p> <p>ウ 果樹・茶の新植・改植</p> <p>エ 農地等の造成、改良又は復旧</p>	<p>(1) 世代交代円滑化タイプ</p> <p>ア 国費1/3以内</p> <p>イ 国費1/3以内</p> <p>ウ 3/4以内 (国費1/2以内) (県費1/4以内)</p> <p>(2) 初期投資促進タイプ</p> <p>3/4以内 (国費1/2以内) (県費1/4以内)</p>		<p>1 事業内容の新設又は廃止</p> <p>2 交付対象者の変更</p> <p>3 事業費の30%を超える増</p> <p>4 事業費の30%を超える減</p>
--	---	--	--	--

名護市告示第103号

名護市健康増進事業等実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年4月22日

名護市長 渡具知 武豊



名護市健康増進事業等実施要綱の一部を改正する要綱 ～別紙

名護市健康増進事業等実施要綱の一部を改正する要綱

名護市健康増進事業等実施要綱の一部を改正する要綱（平成20年告示第40号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

胃がん検診		集団検診
結核検診及び肺がん検診	胸部エックス線検査	集団検診

」

を

「

胃がん検診		集団検診 個別検診
結核検診及び肺がん検診	胸部エックス線検査	集団検診 個別検診

」

に改め、同表備考中「大腸がん検診」を「胃がん検診、胸部エックス線検査及び大腸がん検診」に改める。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

名護市告示第 104 号

自動車の臨時運行許可業務規程第12条に基づき、失効した自動車臨時運行許可番号標を告示する。

令和8年4月22日

名護市長 渡具知 武豊



失効した自動車臨時運行許可番号標～別紙

失効した自動車臨時運行許可番号標

自動車臨時運行許可番号標番号	失効年月日	貸与年月日
沖縄 545 名護	令和8年4月22日	不明

# 公 示 送 達 書

下記書類の送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所がともに不明、又は外国において送達が困難であるため、地方税法第20条の2の規定により告示します。

なお、公示送達する書類は、市長（国民健康保険課）が保管していますので、申し出があればいつでも送達を受けるべき方に交付します。

令和8年4月23日

名護市長 渡具知 武豊



納 税 通 知 書 番 号	書 類 の 名 称	税 目	納 税 義 務 者
12114	配当計算書（謄本）	国民健康保険税	玉城 道保

名護市告示第106号

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第58条の11の規定により次のとおり告示します。

令和8年4月23日

名護市長 渡具知 武豊



子ども・子育て支援法第58条の11の規定に基づく公示内容 ~別紙



名護市告示第107号

平成5年9月21日付け名護市告示第50号で、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定に基づき認可した地縁による団体「名護市我部区」の告示事項について、下記のとおり変更があったので、同項の規定に基づき告示する。

令和8年5月8日

名護市長 渡具知 武豊



記

- 1 告示した事項のうち変更のあった事項  
代表者に関する事項
- 2 その内容  
令和8年5月1日から、代表者を名護市字我部32番地、仲宗根 信也とする。

名護市告示第108号

名護市女性相談員設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年5月8日

名護市長 渡具知 武豊



名護市女性相談員設置要綱の一部を改正する要綱 別紙

名護市女性相談員設置要綱の一部を改正する要綱

名護市女性相談員設置要綱（平成23年告示第73号）の一部を次のように改正する。

改正案	現行
<p data-bbox="212 292 770 323"><u>名護市女性相談支援員の配置に関する要綱</u></p> <p data-bbox="174 336 255 368">（趣旨）</p> <p data-bbox="125 379 1106 592">第1条 この要綱は、<u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号。以下「法」という。）第11条第2項及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）第4条の規定に基づき、女性相談支援員を配置することに関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p data-bbox="174 603 255 635">（職務）</p> <p data-bbox="125 646 1106 815">第2条 <u>女性相談支援員は、法第11条第1項及び配偶者暴力防止法第4条の規定による困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う業務を行うものとする。</u></p> <p data-bbox="174 826 456 858">（身分及び勤務条件等）</p> <p data-bbox="125 869 1106 951">第3条 <u>女性相談支援員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。</u></p> <p data-bbox="125 962 1106 1043">2 <u>女性相談支援員の任期、服務その他の勤務条件については、別に定める。</u></p> <p data-bbox="174 1054 255 1086">（任用）</p> <p data-bbox="125 1098 1106 1222">第4条 <u>女性相談支援員は、第2条に規定する職務を行う上で必要な知識及び能力を有し、かつ、次の各号に掲げる要件を満たす者のうちから市長が任用する。</u></p> <p data-bbox="152 1281 1106 1361">(1) <u>人格及び行動において社会的信望があり、かつ要保護女子の保護女子の保護更生につき、熱意と識見を持っている者</u></p>	<p data-bbox="1218 292 1574 323"><u>名護市女性相談員設置要綱</u></p> <p data-bbox="1180 336 1261 368">（設置）</p> <p data-bbox="1131 379 2112 549">第1条 この要綱は、<u>売春防止法（昭和31年法律第118号）第35条第2項の規定する婦人相談員及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」）第4条の規定する婦人相談員（以下「女性相談員」という。）を置く。</u></p> <p data-bbox="1180 603 1261 635">（職務）</p> <p data-bbox="1131 646 2112 770">第2条 <u>女性相談員は、売春防止法第35条第3項に定める業務、配偶者暴力防止法第4条に定める業務その他これらに付随する業務を行うものとする。</u></p> <p data-bbox="1180 826 1462 858">（身分及び勤務条件等）</p> <p data-bbox="1131 869 2112 951">第3条 <u>女性相談員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。</u></p> <p data-bbox="1131 962 2085 994">2 <u>女性相談員の任期、服務その他の勤務条件については、別に定める。</u></p> <p data-bbox="1180 1054 1261 1086">（任用）</p> <p data-bbox="1131 1098 2112 1222">第4条 <u>女性相談員は、第2条に規定する職務を行う上で必要な知識及び能力を有し、かつ、次の各号に掲げる要件を満たす者のうちから市長が任用する。</u></p> <p data-bbox="1158 1233 1776 1265">(1) <u>職務を行うに適する健全な心身を有する者</u></p> <p data-bbox="1158 1276 2112 1356">(2) <u>人格及び行動において社会的信望があり、かつ要保護女子の保護女子の保護更生につき、熱意と識見を持っている者</u></p>

<p>(2) 相談員の経験を有する者又は女性一時保護施設、母子緊急一時保護施設若しくは母子生活施設のいずれか1施設以上で3年以上の業務の経験を有する者 (職務日誌等)</p> <p>第5条 <u>女性相談支援員</u>は、その職務の執行状況を業務日誌に記入し、所属長に報告しなければならない。</p> <p>2 <u>女性相談支援員</u>は、相談又は指導を行った要保護女子及び暴力被害女性の状況を、前項の業務日誌のほか、相談票及び取扱経過記録票に記録し、整理しておかなければならない。</p> <p>3 <u>前2項に規定する業務日誌並びに相談表及び取扱経過記録票への記録等及び所属長への報告は、電子情報処理組織(名護市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例(令和5年条例第3号)第3条第1項に定める電子情報処理組織をいう。)</u>への入力をもって代えることができる。 (補則)</p> <p>第6条 この要綱に定めるもののほか、<u>女性相談支援員</u>に関し必要な事項は、別に定める。</p>	<p>(3) 相談員の経験を有する者又は女性一時保護施設、母子緊急一時保護施設若しくは母子生活施設のいずれか1施設以上で3年以上の業務の経験を有する者 (職務日誌等)</p> <p>第5条 <u>女性相談員</u>は、その職務の執行状況を業務日誌に記入し、所属長に報告しなければならない。</p> <p>2 <u>女性相談員</u>は、相談又は指導を行った要保護女子及び暴力被害女性の状況を、前項の業務日誌のほか、相談票及び取扱経過記録票に記録し、整理しておかなければならない。</p> <p>(その他)</p> <p>第6条 この要綱に定めるもののほか、<u>女性相談員</u>に関し必要な事項は、別に定める。</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行の際、現に改正前の名護市女性相談員設置要綱により任用した女性相談員は、改正後の名護市女性相談支援員の配置に関する要綱により任用した女性相談支援員とみなす。

(名護市家庭児童相談室設置運営要綱の一部改正)

3 名護市家庭児童相談室設置運営要綱の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「名護市女性相談員設置要綱(平成23年名護市告示第73号)」を「名護市女性相談支援員の配置に関する要綱(平成23年名護市告示第73号)」に改める。

令和 8 年 4 月 23 日

名護市公募型指名競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び名護市公募型指名競争入札実施要綱（平成24年告示第106号）に基づき、公募型指名競争入札を実施するため、次のとおり公告します。

名護市長 渡具知 武豊



1 入札に付する事項

1	工事名	長筋原支線9号農道災害復旧工事
2	工事の種類	土木一式工事
3	施工場所	名護市字 屋部 地内
4	工期	契約締結日の翌日（又は契約締結日）～令和8年9月30日
5	概要	災害復旧工事 一式
6	入札日時	令和8年5月15日（金）午前9時30分
7	入札場所	名護市役所 第1会議室
8	予定価格 （消費税込み）	31,779,000 円
9	最低制限価格	設定する
10	入札保証金	免除
11	契約保証金	契約額の10分の1以上。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
12	申請書提出期限	令和8年5月1日（金）正午
13	工事内容に関する 質問締切日	令和8年5月11日（月）正午
14	質問に対する回答	令和8年5月12日（火）
15	指名通知日	令和8年5月8日（金）
16	担当課	入札関係：名護市工事契約検査課 工事関係：農林水産課

## 2 入札参加資格要件

次に掲げる事項の全てを満たしていなければなりません。

- ① 名護市内に本店を有する者であること。
- ② 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- ③ 名護市の土木一式工事B級又はA級に登録されている者であること。
- ④ ~~今年度（令和8年4月1日から令和8年5月15日の入札日までの間）に本市発注の土木一式工事（予定価格1,000万円以上のもの）を受注した者ではないこと。~~
- ⑤ ~~前年度繰越により継続して本市発注の土木一式工事（予定価格1,000万円以上のもの）を施工中の者ではないこと。ただし、入札日の前日までに完成検査済みの者は除く。~~
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しない者であること。
- ⑦ 下記の資格を有する技術者を配置でき、また、当該技術者と3カ月以上の雇用関係があること。  
「建設業法に基づく主任技術者又は監理技術者となり得る国家資格取得者（1,2級土木施工管理技士、1,2級建設機械施工管理技士又は技術士）」
- ⑧ 入札日までの間に、名護市指名停止等事務処理要綱に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑨ 名護市指名停止等事務処理要綱による警告等を受けた者であって、当該警告等に基づき要求された内容を履行中の者でないこと。
- ⑩ 入札参加資格に基づく改善要求を受けた者であって、当該要求内容が改善されていない者でないこと。
- ⑪ 入札日において有効な総合評定値通知書（いわゆる経審）を受けている者であること。
- ⑫ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続又は民事再生法平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- ⑬ 公告日の3カ月前から入札日までの間に不渡り等を生じていない者（前号に該当するものを除く。）であること。
- ⑭ 入札までにおいて、法令・条例等に違反したことにより行政機関等から行政処分、行政指導等が行われている工事等に施工業者としてかかわっている者でないこと。
- ⑮ 本案件は土木一式工事B級業者に対し令和8年3月27日付け公告を行ったが、入札参加申請業者が入札執行可能規定数に達しなかったため入札不調となったものである。また、前回公告時より設計金額が変更になったため、改めて土木一式工事B級全業者（受注中含む）及び土木一式工事A級全業者（受注中含む）を対象として再度公告する。本案件を受注しても土木一式工事A級の落札制限の対象としない。
- ⑯ 本案件は令和7年度繰越事業となるため、土木一式工事B級業者については、本工事の完成検査後、令和8年度の入札に参加できます。

## 3 配布資料

- ① 名護市公募型指名競争入札の実施について（公告文）
- ② 公募型指名競争入札参加申請書
- ③ 入札心得
- ④ 入札書
- ⑤ 質問書
- ⑥ 特記仕様書
- ⑦ 図面
- ⑧ 数量計算書
- ⑨ 注意事項（再度入札について）
- ⑩ 名護市入札における最低制限価格に関する要綱
- ⑪ 最低制限価格設定例
- ⑫ 資本関係等のある資格者同士の入札について

#### 4 提出書類

次に掲げる書類を令和8年5月1日正午までに工事契約検査課へ提出してください。当該期限を過ぎて提出のあった者については受付を行いません。

- ① 公募型指名競争入札参加申請書（様式第3号）
- ② 配置予定技術者に手持工事が有る場合は、CORINSの工事カルテ受領書及び受注時又は変更時工事カルテの写し（CORINS登録していない場合は、契約書の写し）
- ③ 配置予定技術者に係る書類
  - (1) 配置予定技術者の雇用確認ができる書類
  - (2) 資格者証の写し
  - (3) 営業所技術者等証明書(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)様式第8号)の写し

#### 5 指名通知予定日

上記4の書類を提出後、入札参加資格要件を満たすものについては令和8年5月8日（金）に指名通知を、入札参加資格要件を満たさない者については、その理由を付した非指名通知書を送付します。

#### 6 落札者の決定に関する事項

入札後、落札候補者の順位を決定し、当該落札候補者の提出書類を確認します。当該落札候補者の提出した書類が上記2に掲げる入札参加資格要件を欠いた場合又は書類に虚偽の記載を行っていると判断した場合は、当該落札候補者を失格とし、次の順位の者の提出書類を確認します。

入札参加資格要件審査通知書を受けた者のうち、不服のある者については、説明の申し立てを市長に対して行うことができます。説明の申し立てを行う者は、指定する日までに書面（任意）により、担当課まで提出してください。

名護市公告第21号

TSUNAGU CITY 2027 in NAGO 企画提案及び運営業務委託に係る公募型プロポーザルを次のとおり実施する。

令和8年5月8日

名護市長 渡具知 武豊



- 1 事業名 TSUNAGU CITY 2027 in NAGO 企画提案及び運営業務委託
- 2 実施要項等は、市ホームページに公表及び商工・企業誘致課に備え付けることとする。